

事業系廃棄物の受入について

～平成 30 年 4 月 1 日から受入基準が変更となります～

事業系廃棄物受入基準

以下に掲げる「事業系一般廃棄物」又は「資源ごみ」に限り受け入れ、それ以外の「産業廃棄物」などは受入しない。

| | | | | | |
|----------|--|---|---|--|---|
| 事業系一般廃棄物 | 紙くず | 木くず | 繊維くず | 厨芥ごみ | その他 |
| |  <p>●紙類</p> <p>※新聞、雑誌、カタログ、ダンボールなどの資源化可能なものはリサイクルしましょう。</p>  |  <p>●木製の机、いす、テーブル、ベッド、たんす、書棚、ロッカーなど</p> |  <p>●布類、タオル、じゅうたん、衣類、靴など (スタイロ畳は産廃のため受入不可)</p> |  <p>●食品（食べ残しなど）、お茶がら、コーヒーがらなど</p> |  <p>●革製品など</p> |
| 資源ごみ | びん（飲料用に限る） | 缶（飲料用に限る） | ペットボトル | | |
| |  <p>●すすいで水を切ること。 ●キャップをはずすこと。</p> |  <p>●すすいで水を切ること。 ●キャップをはずすこと。 ●つぶさないこと。</p> |  <p>●すすいで水を切ること。 ●キャップとラベルをはずすこと。 ●つぶさないこと。</p> | | |

※事業所からの廃棄物については、基本的に一般家庭から排出されるものと同等のものに限る。

搬入条件

- 1 事業所から資源ごみを多量（4 t 車 1 台程度以上）に搬入する場合は、事前に受入施設に廃棄物の種類・重量・搬入日などを連絡し、許可を受けること。
- 2 搬入車両は、廃棄物等が飛散・落下しないよう必要な措置を講ずること。
- 3 一関清掃センターへ搬入する場合は、ひとつの廃棄物の大きさが長さ 2 m 以内、太さ 20 cm 以内とすること。
- 4 大東清掃センターへ搬入する場合は、ひとつの廃棄物の大きさが長さ 1 m 以内、太さ 10 cm 以内とすること。
- 5 搬入物の内容の確認を職員が求めた場合は、協力しなければならない。

その他

次のいずれかに該当すると認められた場合は、搬入者に廃棄物の持ち帰り、搬入停止その他必要な指示をする。

- ① 廃棄物の発生場所が、清掃センター管内以外であることが判明した場合。
- ② 搬入禁止物を搬入しようとした場合。
- ③ 廃棄物を分別しないで搬入しようとした場合。
- ④ 搬入の承認を受けずに搬入しようとした場合。
- ⑤ 搬入者及び搬入物を偽って搬入しようとした場合。
- ⑥ 職員の指示に従わなかった場合。

受入施設

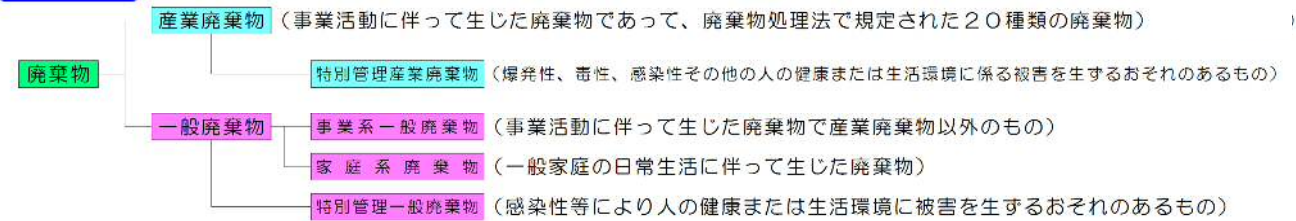
事業系の廃棄物を受入る施設は、廃棄物の排出された場所ごとに下表のとおりとする。

| 施設名 | 問い合わせ先 | 廃棄物の排出場所 |
|----------|---------|------------------------------------|
| 一関清掃センター | 21-2157 | 一関市（一関地域、花泉地域）、平泉町 |
| 大東清掃センター | 75-3149 | 一関市（大東地域、千厩地域、東山地域、室根地域、川崎地域、藤沢地域） |

廃棄物とは

人間の活動に伴って生じたもののうち、自分で利用したり他人に売却できないために不要となった液状または固形状のものをいい、その物の性状、排出の性状、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に判断されます。

廃棄物の種類



事業者の責務

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物を「自らの責任」において適正に処理しなければならない。
- ② 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その「減量」に努めなければならない。
また、製造、加工、販売などをした製品等が廃棄物となった場合に、処理が困難とならないようにしなければならない。
- ③ 廃棄物の減量その他の適正な処理の確保等に関して、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

廃棄物の具体的な品目例

事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のものを指します。

| 種類 | 具体例 |
|-------------------------------------|---|
| (1) 紙くず | コピー用紙、事務用紙、紙ファイル、新聞・チラシ、書籍・雑誌、パンフレット、段ボール、包装紙、カレンダー、紙製の容器など ※資源化の可能なものはリサイクルしてください。 |
| (2) 木製製品 | 木製の机、木製のいす、木製のテーブル、木製のベッド、たんず、書棚、木製ロッカーなど |
| (3) 繊維くず | 布団・毛布・座布団・じゅうたん・衣類・木綿くず・糸くずなどの繊維くず（※天然繊維50%以上に限る）、畳（※スタイロ畳は受け入れ不可）など |
| (4) 厨芥ごみ | 魚・獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒粕、麵くず、パンくず、お茶がら、コーヒーがら、従業員の食べ残し（生ごみ）など |
| (5) その他 | 革製品の靴、鞆、衣類、革製の敷物、剥製など |
| (6) 資源ごみ・・・飲料用の缶、びん、ペットボトルで汚れていないもの | ※プラスチック製容器包装は受け入れ不可 |

産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物であって、廃棄物処理法で規定された20種類の廃棄物を指します。

| | 種類 | 具体例 |
|---------------|--|---|
| あらゆる事業活動に伴うもの | (1) 燃え殻 | 石炭殻、コークス灰、重油灰、廃カーボン、炉清掃排出物、すす、クリンカー、その他焼却残さ |
| | (2) 汚泥 | 排水処理後及び各種製造生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等 |
| | (3) 廃油 | 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジ等 |
| | (4) 廃酸 | 写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液 |
| | (5) 廃アルカリ | 写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液 |
| | (6) 廃プラスチック類 | 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物 |
| | (7) ゴムくず | 生ゴム、天然ゴムくず、エボナイトくず |
| | (8) 金属くず | 鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等 |
| | (9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず | ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず、ガラスウール、白熱電球、蛍光灯等 |
| | (10) 鉱さい | 鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす等 |
| | (11) がれき類 | 工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物 |
| | (12) ばいじん | 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの |
| 特定の事業活動に伴うもの | (13) 紙くず | 建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず |
| | (14) 木くず | 建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等 |
| | (15) 繊維くず | 建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず |
| | (16) 動植物性残さ | 食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物 |
| | (17) 動物系固形不要物 | と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物 |
| | (18) 動物のふん尿 | 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿 |
| | (19) 動物の死体 | 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体 |
| (20) | 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例：コンクリート固形化物） | |